高知県指定区域内における土地の形質の変更に関する指導要綱

（目的）

第１条　この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。

以下「法」という。）第１５条の１７第１項の規定により指定された区域（以下「指

定区域」という。）内において土地の形質を変更しようとする者（以下「変更者」

という。）が当該土地の形質の変更を行う前に、法に定めるもののほか、適正な土

地の形質の変更に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全の向上

を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める

ところによる。

　一　変更者

　　　土地の変更に関する計画の内容を決定する者をいう。（請負等の契約等により土地の

形質の変更が行われる場合は、契約の内容が場所及び深さを特定して土地の形質の

変更を行うことを定めるものであれば、工事の具体的な計画を定めるものとして、

発注者が該当する。また、契約の内容が建築物を完成することなどを定めるもので

あれば、工事の具体的な計画を定めるものでないため、受注者が該当する。）

　二　土地の形質の変更

　　　土地の形状又は性質の変更のことであり、例えば、宅地造成、土地の掘削、開墾等

の行為をいう。

　三　軽易な行為等

　　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号。以下「省令」という。）第１２条の３７第１項第２号に規定する行為をいう。

　四　事前協議書

　　　第４条第１項に規定する協議書をいう。

（変更者の責務）

第３条　変更者は指定区域内の土地の形質の変更の施行の際は、生活環境の保全上の支障

が生じないようにしなければならない。

　　２　変更者は、他法令等の規制がある場合はその解除等の手続きをとらなければなら

ない。

（事前協議）

第４条　変更者は、土地の形質の変更であって軽易な行為等を行う場合は、軽易な行為等に着手する日の６０日前までに、事前協議書（第１号様式）を知事に提出し、協議しなければならない。

　　２　前項の協議内容に変更があった場合は、新たに事前協議書を作成し、知事に提出しなければならない。

（事前協議内容の廃止の勧告）

第５条　知事は、事前協議の内容が軽易な行為等と認められない場合は、変更者に協議内容の廃止の勧告を行う。（第２号様式）

（事前協議書の取り下げ）

第６条　変更者は、第４条第１項（第２項）の規定により提出した事前協議書の内容を変更又は廃止する場合には、事前協議書を取り下げるものとする。（第３号様式）

（事前協議の完了）

第７条　知事は、事前協議の内容に支障がないと認める場合は、事前協議完了通知書（第４号様式）を変更者に送付するものとする。

（書類の提出部数）

第８条　この要綱の規定に定める知事に提出する書類（添付する書類、図面等を含む）の提出部数は各２部とする。

（委任）

第９条　この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

　附　則

（施行期日）

第１条　この要綱は、平成２７年１０月１３日から施行する。